

## 第2期データヘルス計画に定めた保健事業実施結果

令和4年2月3日  
多摩市国民健康保険運営協議会  
資料6

【保健事業名】 特定健康診査受診勧奨事業

### 【事業目的】

少しでも多くの被保険者が特定健康診査を受診し、必要な対象者には早期からの支援を実施することで被保険者の健康保持増進を図るとともに、多摩市国民健康保険の医療費の増大を防ぐ

### 【実施概要】

- ① たま広報、公式HP等を通じ、特定健康診査の広報活動の実施
- ② 受診率の低い特に若年層にターゲットを絞り、特定健康診査等の重要性、若い層に向けたメッセージを盛り込んだ勧奨通知を送付する等重点化した受診勧奨方法を検討し実施

### 【これからの実施計画】(中間評価後)

- ・毎年効果を検証しつつ、受診勧奨通知の発送を継続
- ・SMS(ショートメッセージサービス)については、効果を検証しつつ、今後の継続については検討
- ・受診者の定着や若年層の受診率向上を目指す

### 【令和2年度の主な取り組み状況と成果】

- ・対象者の特性を分析し、特性にあわせた内容の受診勧奨通知(圧着はがき)を送付、一部の対象者にはSMS(ショートメッセージサービス)配信で勧奨を実施。(SMS勧奨者へのはがきによる勧奨は行わない)
- 《はがきでの勧奨》
  - ・1回目:9月2日送付、11,975人(対象者の特性等で6種類に分けた通知)
  - ・2回目:11月25日送付、11,266人(1種類)
  - ・合計発送者数12,977人、内受診者2,426人、受診率18.7%
- 《SMS(ショートメッセージサービス)での勧奨》
  - ・対象者:SMS配信に有効な携帯電話番号のある方のうち、健診を平成29年度と平成30年度未受診で、令和元年度に受診した方
  - ・配信人数:1回目669人、2回目553人(1回目に勧奨した方のうち未受診の方へ2回目勧奨を行った)
  - ・送り分け:1回目は全員同内容、2回目は、1回目の配信時ランディングページ(詳細はこちら、とあるリンク先)を閲覧したかどうかで異なる内容
  - ・配信日時:1回目9月2日、2回目11月25日、両日とも14時
  - ・受診者数318人、受診率47.5%(同じ受診履歴のはがき対象者は50.1%、携帯電話番号の有無でやや属性が異なるため、正確な比較は不可)

### 【成果指標】

実施目標	成果目標	特記事項
対象者への受診勧奨率 100%	勧奨対象者の特定健康診査受診率 30%	(※)はがきの受診勧奨通知2回目 発送対象者18,221人のうち11,266人に 送付 ・受診勧奨率 $11,266 \div 18,221 \div 0.618$
結果	結果	
対象者への受診勧奨率 61.8%(※)	勧奨通知合計発送者の特定健康診査受診率 18.7%	

### 【今後の方向性】

- ・対象者の特性にあわせた受診勧奨通知の発送を継続
- ・受診者の定着や若年層の受診率向上を目指す
- ・今後のより効果的・効率的な勧奨方法について検討

### 【次年度の取り組み内容】

- ・対象者の特性を分析した上で、特性にあわせた受診勧奨通知を送付
- ・通知媒体は、より効果的と考えられる郵送(はがき)で行う。

【保健事業名】	特定保健指導
---------	--------

【事業目的】

特定健康診査の結果により、生活習慣病のリスクの高い対象者に早期から生活習慣改善の支援を行うことで、生活習慣病やそれに伴う疾病の発症、重症化を予防する

【実施概要】

- ・「積極的支援」、「動機付け支援」の実施
- ・特定保健指導基準には該当しないが、BMIや腹囲、検査データ等から早期からの生活習慣改善により疾病を予防できると思われる者に対し、「早期介入支援」を実施
- ・特定保健指導の実施率の向上を図る取組の実施

【これからの実施計画】(中間評価後)

- ・令和3年度より、特定健康診査結果説明時に、健診受診医療機関で、特定保健指導の初回面接の実施を開始する。
- ・特定健康診査実施医療機関の医師から、健康診査結果説明時に行う特定保健指導の利用勧奨の継続
- ・特定保健指導の受診勧奨通知及び受診勧奨はがきの内容の工夫(少なくとも年度に1回以上)

【令和2年度の主な取り組み状況と成果】

- ・通知発送物について、内容の見直し
- ・令和2年度特定健康診査受診者に対する特定保健指導等実績(募集対象者、初回面接実施者、初回面接実施率)  
積極的支援(234人、23人、9.8%)、動機づけ支援(1,017人、155人、15.3%)、早期介入(200人、17人、8.5%)
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況により、令和2年4月、5月の実施については中止した。

【成果指標】

実施目標	成果目標	特記事項
対象者への受診勧奨率 100%	特定保健指導実施率 43%(※1) 特定保健指導利用による対象者減少率(※2) 30%	※1 令和2年度目標値(法定報告値) ※2 前年度特定保健指導を利用した方のうち、当年度特定保健指導の対象ではなくなった方の数の割合
結果	結果	
対象者への受診勧奨率 100%	特定保健指導実施率 12.4% 特定保健指導利用による対象者減少率 18.3%	

【今後の方向性】

- ・医師会と連携し、特定健康診査実施医療機関の医師(かかりつけ医であることが多い)から、健康診査結果説明時に、特定保健指導の利用勧奨を実施してもらう。
- ・特定健康診査受診時に、特定保健指導の初回面接を実施できる体制を構築する。
- ・特定保健指導の勧奨通知等の内容を工夫する。

【次年度の取り組み内容】

- ・特定健康診査実施医療機関の医師から、結果説明時に、特定保健指導の案内を実施
- ・特定保健指導の受講勧奨通知及び受講勧奨はがきの内容の工夫
- ・特定健康診査を実施した医療機関での特定保健指導初回面接の実施

【保健事業名】	糖尿病重症化予防事業
---------	------------

**【事業目的】**

糖尿病性腎症の重症化のリスクのある被保険者に対し、生活習慣改善のアドバイス等を行うことで、病期の維持をめざし、もって被保険者の健康保持・増進を目指すとともに、多摩市国民健康保険の医療費の適正化を目指す。

**【実施概要】**

特定健康診査の検査結果より糖尿病性腎症の重症化のリスクの高いものを抽出し、参加を希望された患者を対象に専門職が生活習慣改善の支援を行う。  
患者のかかりつけ医やかかりつけ調剤薬局等と連携し、患者の身近な医療機関で支援を行える体制を新たに構築する。

**【これからの実施計画】(中間評価後)**

- ・かかりつけ医及びかかりつけ薬局との連携による地域の薬局の薬剤師による保健指導の継続
- ・治療中断者、未受診者への働きかけ(通知発送、訪問等)の継続。受診勧奨通知送付後のフォローとして、訪問ができない場合、電話や手紙(全員同内容ではなく、個別対応)等、他の代替手段を検討していく。

**【令和2年度の主な取り組み状況と成果】**

**【薬局モデル】**  
 ・平成30年度より開始した、かかりつけ医及びかかりつけ薬局との連携により、参加者が地域の薬局で薬剤師から保健指導を受けられる薬局モデルを継続。  
 ・薬局モデル勧奨通知を発送した方302人、プログラム参加者開始時25人、修了者23人。  
 ・薬局モデル参加可能薬局18薬局(うち実際に参加者がいた薬局11薬局)

**【未治療・治療中断者への受診勧奨】**  
 ・薬局モデル対象者で事業不参加者のうち、未治療・治療中断者32人に受診勧奨通知を送付  
 ・新型コロナウイルス感染拡大の状況により、訪問等は実施できなかった。

**【成果指標】**

実施目標	成果目標	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の事業継続率 90%以上</li> <li>・治療中断者、未治療者への受診勧奨100%</li> </ul>	保健指導修了者の人工透析移行者0人	(※)抽出した対象者全員に受診勧奨通知を送付した
<p><b>結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の事業継続率 92.0%</li> <li>・治療中断者、未治療者への受診勧奨100%(※)</li> </ul>	保健指導修了者の人工透析移行者0人	

**【今後の方向性】**

- ・かかりつけ医及びかかりつけ薬局との連携の上、住み慣れた地域で、普段利用している薬局の薬剤師から保健指導を受けられる仕組みは、今後も継続していく。薬局モデルのプログラム(4か月)終了後も、参加者にとって、薬局が相談場所として機能することが期待できる。参加者以外の方にとっても、地域の薬局が、身近な健康相談ができる場所としての社会資源となることが期待できる。
- ・治療中断者、未受診者等、フォローが本当に必要な方への働きかけを継続していく。

**【次年度の取り組み内容】**

- ・かかりつけ医及びかかりつけ薬局との連携による地域の薬局の薬剤師による保健指導プログラムの継続
- ・よりフォローが必要と考えられる方への働きかけ(これまで対象外とされてきた方への勧奨の検討等)
- ・治療中断者、未受診者への働きかけ(通知送付、訪問等)

【保健事業名】	健診異常値放置者受診勧奨事業
---------	----------------

【事業目的】

特定健康診査の結果、主に生活習慣病に関連する数値に異常があるものに対して、受診勧奨を実施し、早期の治療につなげることで、対象者の健康保持増進を図るとともに、多摩市国民健康保険の医療費の適正化を目指す。

【実施概要】

厚生労働省の定める受診勧奨値を超え、医療機関の受診歴がない者を対象に医療機関への受診勧奨を実施する。

【これからの実施計画】(中間評価後)

- ・KDB(国保データベース)システムを活用して、データ抽出及び結果確認を行う。
- ・対象者抽出及び通知送付基準について、さまざまな角度から検討し、効果を確認しながら検討を重ね、事業を実施する。

【令和2年度の主な取り組み状況と成果】

- ・対象者抽出及び通知送付者602人
- ①KDB(国保データベース)システムを活用して、対象者を抽出。前年度特定健康診査で「受診勧奨判定値のうち重症度の高いレベル」で絞り込む
- ②上記①のうち、異常値項目に対して内服の有無を確認し、なしの方を対象とした。

【成果指標】

実施目標	成果目標	特記事項
対象者への受診勧奨率 100%	勧奨対象者の医療機関受診率 20%	(※)9/30に受診勧奨通知発送 ・10月～12月に、レセプトで生活習慣病由来の診断名があった方78人(KDBシステムにて抽出)
結果	結果	
対象者への受診勧奨率 100.0%	勧奨対象者の医療機関受診率 12.9%(※)	・78/602≒12.9%

【今後の方向性】

- ・データ抽出にKDBシステムを活用し、より効率的な事業運営を目指す。
- ・送付基準について、効果を確認しながら検討を重ねていく。

【次年度の取り組み内容】

- ・データ抽出及び結果確認にKDBシステムを活用し、より効率的な事業運営を目指す。
- ・対象者抽出及び送付基準について、さまざまな角度から検討し、受診勧奨を実施する。

【保健事業名】	ジェネリック医薬品差額通知事業
---------	-----------------

【事業目的】

ジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担額等の情報提供を行い、ジェネリック医薬品の普及率を向上させることで多摩市国民健康保険の医療費適正化を図る。

【実施概要】

- ① ジェネリック医薬品差額通知を引き続き対象者に発送する。
- ② 広報やホームページ等を通じて、ジェネリック医薬品を周知する。

【これからの実施計画】(中間評価後)

- ・対象者への通知発送を継続する。
- ・対象者の選定については、より効果的・効率的な対象者を検討する。
- ・被保険者証の一斉更新時、新しい被保険者証とともに、全員に「ジェネリックのお願い(私はジェネリック医薬品を希望します)」カードを送付する。

【令和2年度の主な取り組み状況と成果】

- ・4,569人へ ジェネリック医薬品差額通知を発送した。令和2年5月、6月診療分のレセプトから抽出、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、100円以上自己負担が軽減されるであろう方を対象者とした。
- ・通知発送による削減効果額は3,176(千円)
- ・市公式ホームページでジェネリック医薬品について周知を実施。

【成果指標】

実施目標	成果目標	特記事項
対象者への通知率 100%	ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)80%	※前年度までに通知不要との連絡を受けた被保険者は通知除外者としている
結果	結果	
対象者への通知率 100%※	ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)79.0%	

【今後の方向性】

- ・ジェネリック医薬品普及率は年々上昇しており、通知の効果が表れていると考えられる(平成28年度65.86%、平成29年度69.20%、平成30年度74.46%、令和元年度77.62%)。今後も引き続き、対象者への通知を継続していく。
- ・普及率は、上限に近づいていると考えられるため、より効果的・効率的な対象者抽出についても検討していく。

【次年度の取り組み内容】

- ・対象者への通知発送を継続